

保育所等訪問支援



保育所等訪問支援は「児童福祉法」に基づくサービスです。お子さまが通っている保育所・幼稚園・学校等の施設に専門の支援員が訪問し、環境設定や集団生活に適応するための工夫を、保護者や先生方と一緒に考え解決していきます。また、対象の子どもだけではなく、周りの子ども達にとっても安心・安全に過ごせる環境になることを目指します。

保育所等訪問支援すまあとでは、幼児教育、障害児支援や子育て経験がある保育士のほか、訪問看護ステーションすまあとに在籍する理学療法士等の医療分野のエキスパートが連携し、お子さまやその環境に働きかけていきます。

対象

18歳未満で保育園・幼稚園
認定こども園、小学校、中学校
学校・学童保育、養護施設などに
所属しているお子さま

利用料金

料金は、受給者証に定められた負担額（1割）となります。
また、世帯の課税状況に応じて1か月の負担金額の上限設定
があります。3,4,5歳児は「児童発達支援等の利用者負担
無償化対象児童」に当たる為無料です。

ご利用の流れ

すまあとに相談

園・学校への説明

受給者証発行手続き

契約・支援計画作成

訪問支援の開始

受給者証手続きや
所属先への説明等
ご質問やご相談が
あれば、お気軽に
ご連絡ください！



例えばこんな
「困り事」は
ありませんか？



- ・ 集団活動や行事に参加できない
- ・ なかなか字が読めない、書けない
- ・ こだわり行動やパニックになることがある
- ・ 友達とのトラブルが多い
- ・ 子どもの障害や特性について先生にうまく伝えられない
- ・ 運動が苦手でも参加できるプログラム作り...

直接支援

対象はお子さま本人。行動を観察し、集団生活への適応を目的に直接的な支援をします。また、所属先で個別の課題に応じた発達支援を行う場合もあります。



間接支援



対象は担任の先生や園・学校の関係者、環境設備など。担当の先生方や保護者様双方の要望を聞き取り調整した上で、具体的な支援方法や環境設定等を提案します。

保護者支援

所属先でのお子さまの様子や支援内容を報告するとともに、ご要望であれば、お家での困りごとの相談や助言など、保護者さまのサポートをさせていただきます。



児童発達支援管理責任者
川本

保育所等訪問支援というサービスが利用され、家庭・福祉・教育が連携すること。そこで新しいアイデアや環境設定が生まれていき、その実践をたくさん子ども達が肌で感じる。そして、その経験が将来の共生社会に繋がることを願っています。

